

ID: 60

担当部署: 健康福祉部 子育て支援課

処分の概要	延滞金の減免		
例規名 根拠条項	長門市立保育園条例施行規則 第14条第4項		
例規番号	平成17年規則第71号		
<p><b>【根拠条文】</b> (督促手数料及び延滞金)</p> <p>第14条 督促手数料の額は、督促状1通につき100円とする。</p> <p>2 保育料の納入義務者は、納入期限後にその保育料を納付する場合には、当該納入金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該金額が2,000円以上(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)であるときは、当該金額につき年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3パーセント)の割合をもって計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。</p> <p>3 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。</p> <p>4 市長は、納入義務者にやむを得ない理由があると認めるときは、第2項に規定する延滞金を減額し、又は免除することができる。</p> <p><b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成27年5月7日	最終変更年月日	年 月 日